



# 女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約

配布：一般  
2017年11月16日

原文：英語

(内閣府 仮訳)

女子差別撤廃委員会

## 一般勧告第36号 女兒及び女性の教育を受ける権利

### 目次

	<i>Page</i>
I. 序論	2
II. 教育を受ける権利の司法判断適合性	3
III. 教育を受ける権利：既存の規範的枠組み	3
IV. 本一般勧告の範囲：人権の三部構成枠組み	4
V. 教育におけるジェンダーに一基づく差別への取組	5
VI. ジェンダー固定観念化への取組	6
VII. 教育を受ける権利	7
VIII. 教育における権利	14
IX. 教育を通じた権利	18
X. 国家の責任：実施及び監視	20



## I. 序論

1. 教育は人権という価値を促進する上で、変革を起こし、力を与える極めて重要な役割を果たし、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにつながる道として認識されている<sup>1</sup>。個人の成長にとって欠かせない手段であると同時に、市民としての義務を果たし国家の発展に資することのできる力をもつ労働者や市民の育成にとっても不可欠の道具でもある。したがって、2000年9月の国連ミレニアム宣言を支持するに当たって、加盟国は、「2015年までに、全ての地域の児童が、男児も女児も同様に、初等教育課程を完全に修了できるようにすること、また、全ての段階の教育についての男児と女児の均等な機会を確保すること」を決議した<sup>2</sup>。

2. 重要な進展が見られたにもかかわらず、この目標は達成されなかった。女児や女性の教育は持続可能で包摂的な開発のための最も効果的な投資の1つとみなされているが、2012年現在で世界中の3,200万人の初等教育年齢の女児が就学しておらず、非就学児童全体の53%を占めており、前期中等教育年齢では3,160万人（50.2%）の女子生徒が学校に通っていない<sup>3</sup>。教育の機会が用意されている場合であっても不平等は根強く存在し、女性や女児はこのような機会を十分に利用できていない。結果として2013年9月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、世界の7億7,350万人の成人（15歳以上）は読み書きができず、そのうち61.3%が女性で、若年層（15～24歳）で見ると1億2,520万人おり、女性が61.3%を占めることを報告した<sup>4</sup>。概して女児及び女性は学校教育を受ける過程で、アクセス、継続、修了、処遇、学習成果において不当に差別され、また職業選択においても差別される結果、教育や学校環境以外でも不利な立場に置かれる。

3. 万人のために包摂的で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する必要性は、192の世界のリーダーたちのうち189人により採択され、2030年までに世界を変えることを目的とした2015年以降の持続可能な開発目標（SDGs）<sup>5</sup>の目標4における優先事項である。達成されるべき2つの重要な教育目標は以下のとおりである。(a) 全ての女児及び男児が有意義で実効的な学習成果につながる無償の公平な質の高い初等・中等教育を修了するように確保すること。並びに、(b) 教育におけるジェンダー格差を解消し、障害者を含む、社会的に弱い立場にいる脆弱な先住民や子供たちのためにあらゆるレベルの教育及び職業訓練を平等に利用できるように確保すること。それゆえに、SDGアジェンダに伴うものとして2015年11月に国際教育社会で合意された教育2030行動枠組では、「ジェンダー平等は万人のための教育を受ける権利と密接に結びついており」、ジェンダー平等を実現するためには「権利に基づくアプローチが必要であり、このアプローチは、男女ともに学習者に教育サイクルにアクセスして修了させるだけでなく、教育において、また教育を通じて平等に力を与えるものである」ことを確認している。

4. しかしながら女児及び女性が教育を受ける基本的人権を主張し、享受するのを不当に妨げている要因がある。次のような要因である：貧困や経済危機によって増幅する、恵まれない、社会から取り残された女児や女性のアクセス障壁、教科、教科書、指導におけるジェンダーの固定観念化、学校内外での女児や女性に対する暴力、並びに男性優位の学術分野や職業分野への参入に対する構造的・イデオロギー的制約。

<sup>1</sup> UN Chronicle. 国連の季刊誌。Vol.1 No.4、2013年。

<sup>2</sup> A/B5/L2 55/2、<http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm>

<sup>3</sup> ユネスコ統計研究所（UIS）及びユニセフ。2015年。“学校に通えない子どもたちに関する世界イニシアティブ” 調査結果～反故にされた約束、『万人のための教育を』を再び。

<sup>4</sup> 同書、ファクトシート。2013年9月、No.26。

<http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/fs26-2013-literacy-en.pdf>

<sup>5</sup> A/RES/70/1

5. 女兒及び女性の教育を受ける権利についての法的承認の格差は依然として深刻であり、効果的な実現には、本一般勧告において詳しく説明する条約第10条に関する更なる指針と行動が必要である。本一般勧告の策定及びその勧告内容は既存のCEDAW判例の最終見解及び既存の一般勧告、並びに2014年6月に委員会が主催した半日の予備協議で受け取った提出物から得られた情報、締約国及び非政府組織や市民団体、学界を始めとする広範囲にわたる関係者による口頭説明に基づいている。

## II. 教育を受ける権利の司法判断適合性

6. 1948年12月の国連総会での世界人権宣言（UDHR）の採択以来、教育は基本的人権として認められている<sup>6</sup>。その後、数々の国際・地域・国家文書及び判決<sup>7</sup>により、この権利は司法判断に適したものであり、したがって法律において強行可能であることが確認された。それゆえにこれらの文書では教育分野での差別からの保護を人権法における根本的な基本原則としている。

7. したがって女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第33号に従って、全ての締約国は、あらゆるレベルの教育へのアクセスを拒否するあらゆる形態の差別から女兒及び女性を保護し、差別が生じた場合には司法機関に頼ることができるように確保する義務を有する。

## III. 教育を受ける権利：既存の規範的枠組み

8. 世界人権宣言（UDHR）に加えて、教育を受ける権利は数々の法的拘束力のある国際及び地域<sup>8</sup>文書においても再確認されている。したがって締約国は、国内法制度において司法判断に適合する教育を受ける権利を尊重し、保護し、実現する義務を有する。

9. 人権としての教育は、他の人権や自由の享受を増進し、発展につながる大きな利益を生み出し、ジェンダー平等を促進し、平和を促進する。また貧困も減らし、経済成長を高めて収入を増加させ、健康な生活を送るチャンスを増やし、児童婚や妊婦の死亡を減らし、そして個人がHIV/AIDSなどの病気と闘うことができるようにする。

10. 教育は利用可能な資源に応じて徐々に実現できるものであることはユネスコを始めとして国際的に認識されているのであるが、国内法において教育を受ける権利の中核となるものを直ちに実現しなければならない。これには次のものが含まれる：差別なく公的な教育機関及びカリキュラムを利用できる権利の確保；教育が国際基準に定められる目標への適合を確保すること；万人への初等教育の提供；基礎・中等・高等教育に関する規定を盛り込んだ国家的な教育戦略の導入及び実施；「教育最低水準（ミニマム・スタンダード）」準拠を前提とした、国家や第三者から干渉されることのない教育の自由な選択を確保すること<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 世界人権宣言。

[http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Documents/UDHR\\_Translations/eng.pdf](http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Documents/UDHR_Translations/eng.pdf)

<sup>7</sup> SERAP v. Nigeria事件、判決、ECW/CCJ/APP/12/07；ECW/CCJ/JUD/07/10（2010年11月30日）

<sup>8</sup> アラブ人権憲章、米州機構憲章、人の権利及び義務に関する米州宣言、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章、子供の権利及び福祉に関するアフリカ憲章（African Charter on the Rights and Welfare of the Child）、アフリカの女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書（Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa）、人権及び基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約第1議定書、及び移住労働者の法的地位に関するヨーロッパ条約。

<sup>9</sup> The Right to Education: Law and Policy Review Guidelines. ユネスコ、2014年。

<http://unesdoc.unesco.org/images/0022/002284/228491e.pdf>

11. 教育を受ける権利に関して法的拘束力のある国際文書には次のものがある：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（第13条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（第5条）、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（第30条）、障害者の権利に関する条約（第24条）、児童の権利に関する条約（第28条）、ユネスコの体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章（第1条）、技術教育及び職業教育に関する条約。

12. 拘束力のない政治的協約や世界戦略においては、教育を国家の発展や社会変革を加速させる促進剤として認識する上での政府の責任について繰り返し言及している。女兒及び女性の教育や訓練へのアクセスにおける不平等や不十分さに取り組むための戦略的行動をとるよう各国に呼び掛けている。次のようなものがある：1994年カイロ国際人口開発会議（ICPD）、1995年北京行動綱領、1990年にジョムティエン（タイ）で設定され、2000年にダカール（セネガル）で再確認された万人のための教育目標、2000年に設定されたミレニアム開発目標（MDGs）、そして最近では2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）のための2030アジェンダがあり、これには全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指す目標が盛り込まれている。

#### IV. 本一般勧告の範囲：人権の三部構成枠組み

13. 女兒及び女性に力を与える教育は、社会の中で男児及び男性と平等に、幅広い社会経済的、文化的、政治的権利を主張し、行使する能力を彼女たちに身に付けさせるものである。ジェンダー平等を実現するために、教育システムの全ての側面－法律及び政策、教育内容、教授法及び学習環境－をジェンダーに敏感で、女兒や女性のニーズに対応した、女性と男性の双方にとって変革を起こすものにするべきである。

14. 本一般勧告は3つの側面に焦点を絞った教育のための人権枠組みに基づいている。1番目は教育を受ける権利であり、2番目は教育における権利、そして3番目は教育を通じての権利である。この三部構成の枠組みは主に、以下の段落に挙げるアクセス可能性（accessibility）、利用可能性（availability）、負担可能な費用（affordability）そして適合可能性（adaptability）<sup>10</sup>という4Aの枠組みで詳しく説明する権利を反映している。

15. 教育を受ける権利には参加が関係し、男児／女兒、男性／女性の比率がどの程度平等か、またそれぞれの年齢群を受け入れるために様々なレベルでどの程度十分なインフラが整っているかによって示される。出席、継続及びレベルの移行に関する指標は教育を受ける権利に関連した問題である。

16. 教育における権利は数値的な平等を超えて、教育における実質的なジェンダー平等の促進を目指すものである。したがって処遇及び機会の平等並びに教育環境における男女の生徒及び教員のジェンダー関係の性質に関係する。社会制度を通じてジェンダーに基づく不平等を形成し再生するのは社会であることを考えると、この平等の側面は特に重要であり、教育機関はこの点において極めて重要な役割を果たす。定着した差別的なジェンダー規範や慣行に対して挑むどころか、多くの社会において、学校教育はジェンダー固定観念を強化し、男性／女性、支配／従属という階層構造の再生や生産／再生産、公／私の二分法によって表される、社会のジェンダー秩序を維持している。

<sup>10</sup> E/CN.4/1999/49参照。

17. 教育を通じての権利は、学校教育が教育の外での人生の諸側面における権利やジェンダー平等を形成する方法を規定するものである。この権利の不在が特に明白となるのは、変革的であるべき教育によって、社会、文化、政治及び経済分野での女性の地位を大きく高めることができず、これらの分野での権利の完全な享受が否定される場合である。問題の中心となるのは、女性にとって資格が男性の場合と同じ価値や社会的意義をもつのかということである。多くの場合において、男性の教育水準が女性よりも低い場合であっても、男性のほうがこうした分野ではより良い地位を占めているというのが世界的な傾向として見られる。

18. 本一般勧告は、確かに女兒及び女性が教育を受ける、教育における、そして教育を通じての権利を享受することを妨げている、様々な、交差的形態の差別に基づく地域格差、並びに国内での不平等に対する取組が行われ、最終的には撤廃されることを目的としている。よって本一般勧告では、CEDAW条約第10条を拡大して他の全ての条項及び既存の関係一般勧告と関連付け、教育を受ける権利と条約に記載されるその他の権利の享受との相関性を確立する。

19. 本一般勧告の対象となるのは、あらゆるレベルの公私の教育に関する法的決定及び政策決定の立案と実施を任される全ての国家公務員、学界及び研究者、生徒・学生、教員及び保護者会、議員、女兒及び女性の教育に携わる非政府組織、伝統的組織及び宗教に基づく組織、メディア、並びに企業及び労働組合である。

## V. 教育におけるジェンダーに基づく差別への取組

20. CEDAW条約は女性の国際人権章典（International Bill of Rights for Women）であり、2017年6月時点で批准している189の締約国にとって拘束力のある国際法としての役目を果たす。第10条では女性及び女兒の教育を受ける法的権利を取り上げ、締約国に「教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するための全ての適切な措置をとる」ことを呼び掛けている。そのため、ライフサイクル全体を通じた教育において、また教育のあらゆるレベルにおいて女性に対する差別を撤廃することを締約国に義務付けている。無差別の基準を満たすために、教育は、法律上も実際面でも、恵まれない、社会から取り残された集団に属する者を含む全ての女兒及び女性にとって、禁止されるいかなる根拠による差別もなく利用できるものでなければならない。

21. CEDAW条約第1条では差別について、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」として定義している。したがって締約国は、教育が人権として認識されるだけでなく、この権利を女兒及び女性が完全かつ自由に享受し行使するための適切な状況が作り出されるように確保する必要がある。

22. 締約国が男女平等の権利の実現及び享受を確保しなければならない状況及び要件を指定するために、条約第2条では否定的義務と肯定的義務を再確認している。中核となるのは差別の禁止である。すなわち、締約国は女兒及び女性の教育を受ける権利の完全な享受を直接的にも間接的にも妨げることを差し控えなければならない – 尊重する義務である。また締約国は、女兒及び女性の能力を男性と平等に最大限に伸ばすために、教育を受ける、教育における、並びに教育を通じての権利を確保するという形で、義務を履行するための積極的な措置を講じなければならない。

23. 世界の一部の地域では、女兒及び女性の教育分野における数値的な増加が、事実上の平等促進を目的とした正式な法的枠組みや政策枠組みの存在にもかかわらず彼女たちが直面する継続的な差別を覆い隠している。平等に関する正式な文

書に記載される保護策は、条約第1条及び2条に定められる規定に従って実施されて初めて効果的なものとなる。

24. 本委員会は、女兒及び女性の、教育を受ける、教育における、並びに教育を通じての権利を尊重し、保護し、実現するために、締約国が以下の措置を講じることがを勧告する。

- a) 条約第10条の順守を強化し、基本的人権及び女性のエンパワーメントのための基盤としての教育の重要性について社会の認識を高める。
- b) 女性の人権及びCEDAW条約についての年齢に応じた教育を全てのレベルの教科課程に組み入れる。
- c) 女兒及び女性の、教育を受ける、教育における、並びに教育を通じての権利の保護と行使を確保するために憲法改正及び／又はその他の適切な法的措置を行う。
- d) 全ての恵まれない立場にある集団の女性及び女兒を含む、全ての女兒及び女性のライフサイクル全体を通じての、教育を受ける権利に関する規定を設けた法の制定を行う。
- e) 教育部門において女兒又は女性を直接若しくは間接的に差別する政策、制度的、行政上又は規制上の指導及び慣行を根絶、及び／又は改める。
- f) 女兒の婚姻最低年齢を18歳とする法律を制定し、国際基準に従って、義務教育の終了を雇用最低年齢に合わせる。
- g) 妊娠している女兒、その他の分類の研修生及び教員の追放を認める法律及び政策を見直し、及び／又は廃止し、出産後の復帰に関する制限がないように確保する。
- h) 教育に対する権利について、侵害があった場合には女兒及び女性が平等かつ実効的に司法制度を利用でき、賠償を始めとする救済措置を受ける権利を有する、法的に強制し得るものとして認識する。
- i) 女兒及び女性の教育を受ける権利に関する国内・地域・国際規定の実施状況を監視し、侵害があった場合に救済を受ける権利を確保する。
- j) 女兒及び女性の教育を受ける権利の強化及び発展に向けて国際社会や市民社会と協力する。

## VI. ジェンダー固定観念化への取組

25. 教育において女兒及び女性が直面する差別はイデオロギー的でもあり構造的なものでもある。イデオロギー的側面は条約第5条および第10条(c)で取り上げられており、一般に受け入れられている「男女の定型化された役割に基づく...男女の社会的及び文化的な行動様式」の修正を締約国に呼び掛けている。これは教育を受ける、教育における、並びに教育を通じての権利を女性及び女兒が享受できるように確保する上で極めて重要である。こうした差別的慣行は個人のレベルだけでなく、法律、政策及びプログラムにも盛り込まれており、それゆえにいつまでも繰り返され、国家により実施されているために修正は必須である。

26. 第5条(a)では差別の構造的側面を取り上げており、これは「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行」に根差すものであるとしている。ここで条約は締約国に対し、「歴史的に確固たる男性の権力パラダイムや生活パターンに根差したものとならないように、機会、制度、システムの真の変革に向けた」措置を講じることがを求めている。教育システムは変革分野の一例であり、成し遂げられたならば他の分野でも好ましい変化を加速させることができる。

27. 条約第5条及び第10条(c)に従って本委員会は、締約国が以下の方法により、女兒及び女性に対する直接・間接的差別を永続させる教育におけるジェンダー固定観念化を排除するための取組を強化し、積極的な措置を講じることを勧告する。

- a) 女兒及び女性が教育を受ける、教育における、並びに教育を通じての権利を享受するために人権と自由を完全に行使することを制限する、家父長制のイデオロギー及び構造に挑んで変化を起こす。
- b) 条約第5条(a)に従って「偏見及び慣行の撤廃を実現するために男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」を目的とした、条約、ジェンダー関係及びジェンダー平等についての意識向上及び啓蒙活動を始めとする、あらゆる学校教育レベルでの、また社会全般での、政策やプログラムを策定して実施する。
- c) メディアに対し、少数民族の女兒及び女性、女性高齢者並びに障害をもつ女兒及び女性を含む、女性の肯定的で性的な特徴付けをしないイメージを示すと同時に、社会全体にとってのジェンダー平等の価値を促進することを奨励する。
- d) 女兒及び女性に対するジェンダーに基づく差別を再生し強化する伝統的なジェンダー固定観念を撤廃し、よりバランスの取れた、正確な、健全な、かつ肯定的な女性のイメージや声が反映されるようにするために、固定観念に基づく教科課程、教科書及び教材を改訂して固定観念に基づかないものを開発する。
- e) ジェンダー問題やジェンダー感受性、並びにジェンダーを意識した言動が教育方法や学習過程に及ぼす影響についての、教育のあらゆるレベルの教職員のための必須研修を導入する。

## VII. 教育を受ける権利

28. 女兒及び女性の質の高い教育を受ける権利は彼女たちのニーズを満たす十分なインフラの利用可能性に基づく。このような利用可能性がなければ、教育を受ける権利は損なわれる。女兒及び女性が質の高い教育を受けることができなければ、彼女たちは最終的に自律性及び選択肢の欠如を始めとした大きな困難に直面する。自身の健康や性と生殖に関する決定をコントロールできないこと、自身とその子供のための医療の質の低下、世代間にわたる貧困、そして公私両方の分野において男児及び男性と平等に権力分担や参加ができないことなどがある。この権利を確保するには、物理的、技術的及び経済的アクセス、並びに恵まれない立場にある集団や不安定な状況にいる者にとってのアクセスに対する配慮を必要とする。

### *物理的アクセス：十分なインフラの利用可能性*

29. *利用可能性*とは、締約国の管轄区域内で、場所(第14条)その他の要因によって差別的に資源が投入されることのない、女兒及び女性のニーズを満たす十分な数の機能的な教育機関及びカリキュラムを提供することをいう。さらに教育機関へのアクセスは、相応に便利な地理的場所において、又は現代技術によってアクセスできるように確保することにより、女兒及び女性にとって安全な範囲内であればならない。公共空間での女兒及び女性に対するジェンダーに基づく暴力の横行並びに女性が学校の行き帰りに直面する危険を考えると、学校への近さは特に農村地域においては極めて重要である。学校までの距離は、特に非就学児童全体の80パーセント以上が住む農村地域においては、就学にとっての重要な障害になる可能性がある。

30. さらに、教育機関において十分なインフラを整備する上で欠かせない留意事

項は、初潮を迎えた女兒が学校を無事卒業できるかどうかという問題に関係する。男女別の上下水道・衛生設備（WASH）の不十分さ、未熟な又は支えにならない職員、適切な生理用品の欠如及び思春期及び生理に関する問題についての情報不足を始めとする、可能性をもたらす学校環境の欠如は、社会的排除、学習参加及び学習への集中の低下、並びに就学率低下の一因となる。

31. 本委員会は、女兒及び女性の教育のための物理的施設の利用可能性を確保するために締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) それぞれの人口年齢群の全ての女兒を受け入れるのに十分な整備が初等及び中等レベルで行われるように確保するために、十分な予算、人材及び行政的資源を提供する。
- b) 社会経済的地位、場所、民族性、ジェンダー・アイデンティティ及び宗教的信念に基づく、恵まれない、社会から取り残された集団の女兒及び女性のための予算配分の不均衡に取り組む。
- c) 適切な継続的訓練の実施を通じてなど、有能な教員、特に大部分を男性教員が占める場合には女性教員の数を増やすために、第4条に従った暫定的な特別措置を講じる。
- d) あらゆるレベルの教育におけるアクセス指標 – それぞれの教育レベルに関しての学齢期人口の割合としての男女の在籍者数；残存率、中退率、出席率及び反復率；男女の平均教育期間；教育段階の移行 [幼児、初等、初・中等、中等／高等／職業]；男女の教員数、すなわち指導における均等状況；並びに様々な年齢水準での男女の識字率について、性別、場所別、年齢別、学校の種類別及び民族集団別にデータを定期的に収集することにより、女兒及び女性の教育を受ける権利の実現状況を監視し、この情報を意思決定、政策立案時、並びに女兒及び女性が教育を受けるときの障害となるものについての本委員会への定期報告において提供する。
- e) 細分類されたデータに基づいて、入学、出席、継続及び中退後の復学を奨励し、これらを監視するための戦略を導入する。
- f) 全ての学校に男女別のトイレ及び洗面所を用意すると同時に安全な飲み水を利用できるようにすることにより衛生設備を改善する。

32. 本委員会は、全ての女兒及び女性の教育へのアクセス可能性を確保するために締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 農村及び僻地に住む女兒及び女性が条約第14条（d）及び第4条に従って教育を受けられるように確保し、必要に応じて、彼女たちの教育を受ける権利を支援するために暫定的な特別措置を導入する。
- b) 特に農村及び僻地においては、学校が物理的にアクセスでき、通学圏が安全な範囲内にあるように確保する。
- c) 成人向け及び実用的識字プログラムを含む、継続教育のプログラム、特に男女間の教育の格差縮小を目的としたものを利用する機会を提供する [第10条（e）]。
- d) 特に農村及び僻地における就学率を高めるために、社会保護プログラム、学校給食及び生理用品の提供を始めとした施策を行う。
- e) 自宅と学校との間の距離が教育を受ける妨げとなっている女兒のために宿泊施設／交通手段を提供し、施設にいる女兒が性的虐待やその他の形態の虐待から保護されるように確保する。
- f) 思春期の女兒が恐れを抱かず、恥ずかしがらず、又は危険を伴うことなく、自信をもって学習に参加できるような支持的環境及び文化を整えるために教員を訓練する。

*技術的なアクセス可能性*

33. 財源が限られている場合、教育及び施設への物理的なアクセスを提供する代替手段は、遠隔・公開学習環境での情報通信技術の利用によるものである。こうした方法は従来型の教育や訓練へのアクセスが限られている女兒及び女性に明白な利益をもたらす。以下の理由で排除されている女兒及び女性が含まれる：農村地域での学校からの距離；家庭内労働及び親としての責任で、特に児童婚や思春期妊娠の場合；及びその他の社会的及び文化的障壁に基づく排除。労働と家庭内での責任の両方を担いながら高等教育を受けたい女性もまた恩恵を受ける。

34. 公開学習技術の利用によって得られるその他の明白な利益として次のものがある：新たな指導・学習様式の開発及び新たな学習文化の醸成；成人学習者のための柔軟性向上；雇用者が費用効果の高い専門的な職業能力開発を行う機会；政府が教育訓練の費用効果及び受入能力を高める機会。

35. 本委員会は、女兒及び女性に遠隔・公開学習を通じて教育を受ける機会がない場合、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 公開学習の機会の利用によって証明書を発行する施設を設置するという形で、後期中等及び高等レベルでのこのアクセス方法の実現可能性について検討する。
- b) 情報通信技術（ICT）の利用に関する教員の知識と能力を向上させ、公開学習環境で技術を操るために必要な技能の研修を行う。
- c) 恵まれない立場にある集団に属する女兒及び女性、農村社会の女兒及び女性、並びに識字水準の低い女兒及び女性が意味のある参加のために必要な手段を利用できない、また技能を身に付けていないという理由で、こうした機会から排除されないように確保する。

*経済的なアクセス可能性*

36. 教育は性別その他の禁止される根拠による差別なく、万人にとって費用を負担できるものでなければならず、就学前から中等レベルまで、また徐々に高等水準に至るまで、無償の義務教育とすべきである。多くの締約国において規定年齢又は学年まで無償教育を定める法律が存在するにもかかわらず、政府助成金を増補するために公立学校に通う生徒に補助的な費用が課せられている。また親たちには、制服、交通費、教科書その他の教材、昼食及び様々な徴収金及び利用料といった隠れた費用の負担があり、最下層20%に属する生徒は最も悪影響を受け、往々にして肩身の狭い思いをする。

37. 利用料という形でアクセスにお金がかかることにより、貧しい親たちは子供たちのうち誰を学校に通わせるか選ばざるを得なくなり、女兒よりも少年に教育を受けさせることを優先する傾向が多く見られる。彼らは教育への投資について、長期的に見て家族にとって最大の経済的利益になると考えるものを基準にして決定する。ジェンダー不平等が定着しているために労働市場では一般に男性が有利になる。それゆえに親たちは、学校教育を終えた後により良い雇用機会に恵まれる少年に教育を受けさせるほうが良いという結論に至る。親たちの選択は女兒を家庭内に置く固定観念によっても影響を受ける。

38. 経済危機の中にあって多くの締約国は社会サービスを縮小し、教育は民間主体に外部委託され、また宗教ないし地域団体及び／又はNGOなどの非国家組織によって提供される。民営化は女兒及び女性に特に負の影響をもたらすことが証明されており、特に貧しい家庭の女兒たちは教育から排除されている。

39. 本委員会は以下の措置を講じることにより、利用料や隠れた費用が女兒及び女性の教育へのアクセスに負の影響をもたらさないように確保するために、締約国があらゆる措置を講じることを勧告する。

- a) 国民並びに移民及び避難民である女兒及び女性の社会経済的地位に関係なく、就学前から中等教育レベルに至るまでの、普遍的な無償の義務

務教育の提供。

- b) 利用料、間接費用及び機会費用の低減による、高等レベルでの費用負担が可能な教育。
- c) 安全網、並びに下位の社会経済層の女兒及び女性が利用料支払及び／又は隠れた費用の負担ができないことにより、あらゆるレベルの教育へのアクセスを拒否されることのないように確保するその他の措置の導入。
- d) 民間で学術機関を運営する権利の条件として、女兒及び女性の非差別に関して公営機関と同じ基準の順守。
- e) 親や社会一般を対象とした、教育における男子優先を打開し、女兒を教育することの価値を認めさせるためのキャンペーン。

*恵まれない立場にある集団の女兒及び女性*

40. 多くの女兒及び女性は、様々な形態が交差した差別に同時にさらされているために、また関係のない教科課程や母語でない言語によるコミュニケーションなどの問題、暴力にさらされていることや社会的偏見、そして貧困ゆえに、教育から排除され、社会から取り残されている。このような恵まれない立場にいる、すなわち脆弱な集団には以下のものが含まれる。

*少数民族及び先住民の女兒及び女性*

41. 小学校に通っていない女兒の大半は少数民族その他排除された集団に属する。これらの集団の教育へのアクセスに影響する主な要因には、貧困、差別と文化的な関連性の欠如、多数派言語によって行われる場合が多い教育などがあり、その結果、学業成績が低下し、中退率は高くなり、伝承言語が失われ、自己評価は低くなる。

42. 難民、庇護申請者、無国籍状態、不法滞在、国内避難民及び移民の女兒及び女性。強制的に退去させられると、こうした状況にある女兒及び女性は最後には学校のない、又はあっても仮設の学校で、収容人数が限られ、関連言語による教科課程ないし教育のないキャンプに行き着く。強制退去は特有の学習障壁をもたらす。すなわち、人材が失われ、物理的インフラが破壊される場合もあり、子供たちは避難する際に国が定める書類をなくすこともあり、そのために新しい学校に入学できなくなる。女兒は特に強制退去時に影響を受ける可能性がある。治安の悪化が増すために女兒たちを自宅に留まらせる親もいるからである。

*障害をもつ女兒及び女性*

43. 障害をもつ何百万人もの子供及び女性が、ジェンダーや障害に基づく様々な差別の結果として教育を受ける権利をなく奪われている。ユネスコによると、世界の非就学児童の3分の1は障害をもつ児童である<sup>11</sup>。

44. 多くの政府が公式には包摂的教育を推進しているのであるが、現実には、障害をもつ児童、特に女兒は排除されるか、特殊学校に隔離される。障害をもつ児童、特に女兒の就学率の低さの原因は世界的に類似している。物理的なアクセス可能性の欠如、教員又は校長による当該児童の入学拒否、教科課程や教材が彼らのニーズに対応していないこと、そしてより一般には親や地域社会の間での偏見や認識の欠如で、これが障害をもつ女性や女兒の学習能力に対して否定的な考え方を生み出している。加えて、特別なニーズのある生徒に対処するための訓練を受けている教員の数は往々にして不十分である。

レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LBTI) の生徒

45. 同級生や教員による、こうした生徒へのいじめ、嫌がらせ及び脅迫は、LBTIの女兒及び女性の教育を受ける権利の障害となる。しばしば学校の統治機関が対策を十分に実行していないことにより、また教員や校長及びその他の学校関係者が非差別方針を不規則に実施するために、学校は社会的偏見を存続させ、強めている。限定的教育や文化的タブーも、LBTIの生徒の社会的流動性の実現を妨げ、暴力に対する脆弱性を高める要因である。

46. 本委員会は、固定観念化や差別を撤廃し、アクセス障壁を取り除き、以下の措置を実施することにより、恵まれない立場にある、社会から取り残されたあらゆる種類の集団の教育を受ける権利を確保するために、締約国があらゆる適切な措置を講じることを勧告する。

- a) 特に少数派や先住民の女兒及び女性について、教育へのアクセスにおいて彼女たちを危険にさらし、学校や地域社会において、特に僻地においては学校への行き帰りの途上で彼女たちを暴力にさらす固定観念化に対処する。
- b) 特に少数派や先住民の女兒及び女性について、特に経済力に欠ける状況においては男子の学校教育が優先されることを踏まえて、教育へのアクセス障壁である低い社会経済的地位及び生活水準に対処する。
- c) 必要に応じて資金援助者や人道支援組織と連携して、全ての恵まれない立場にある集団の女兒及び女性の教育と安全のための十分な対策が講じられるように確保する。
- d) 強制的服装規定の適用及び特定の衣服の禁止が、特に移住者という経歴をもつ人間にとって、包摂的教育へのアクセスを阻むことのないように確保する。
- e) 教育機関及び地域社会における、法的、物理的、社会的、金銭的、態コミュニケーションに対する姿勢及び言語の障壁を特定して取り除くことにより、障害をもつ女兒及び女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- f) 妥当な宿泊施設が用意される学習環境において包摂的教育を提供することにより、あらゆるレベルの教育において障害をもつ女兒及び女性に対して差別が行われないようにするために必要な措置を講じる。
- g) 教育機関への物理的なアクセス可能性を確保し、校長に障害をもつ生徒、特に女兒の入学を阻止させないようにし、教科課程、教材及び教育学的戦略が様々な障害を患う個人の独特のニーズに合わせたものになるように確保する。
- h) 暫定的な特別措置に関する第4条に従って、あらゆるレベルの教育における特殊教育の教師を招き、研修を行うための誘因を設ける。
- i) LBTIの女兒及び女性の教育へのアクセスを妨げる障害に取り組むための政策の整備を確保することにより、彼女たちに対する差別に取り組む。

紛争状況及び自然災害時の教育へのアクセス

47. 女兒及び女性の教育へのアクセスを制約するもう1つの要因に、住民への基本的なサービス提供が行われないという結果に至る、武力紛争による国家の公的サービス提供のためのインフラの完全な機能停止がある。紛争地域では、学校は

<sup>11</sup> ユネスコ。 [http://www.unesco.org/new/en/education/themes/strengthening-education-systems/inclusive-education/single-view/news/equal\\_right\\_equal\\_opportunity\\_inclusive\\_education\\_for\\_a/](http://www.unesco.org/new/en/education/themes/strengthening-education-systems/inclusive-education/single-view/news/equal_right_equal_opportunity_inclusive_education_for_a/)

治安悪化のために閉鎖され、国家及び非国家の武装集団によって占拠されるか破壊され、これらは全て女兒の学校へのアクセスを妨げる。紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関するCEDAW一般勧告第30号では（パラグラフ48）、女兒の教育へのアクセスを妨げるその他の要因として、女兒や教員を狙った非国家主体による襲撃及び脅迫、並びに、女兒が担わなければならない家族の世話や家事をめぐる追加的な責任があると記している。

48. 教育を攻撃から守る世界連合（Global Coalition to Protect Education from Attack : GCPEA）によると、2005年から2012年の間に教育機関は4大陸の少なくとも24か国で紛争中に使用されていた。攻撃による死亡又は重度の傷害の危険性に加えて、軍隊の占領下にある学校で授業を受ける生徒は身体的又は性的虐待を受ける可能性があり、女兒は男児よりも危険性が高い。武装した男性の存在のせいで、性的暴力の被害者になるか性的嫌がらせを受けることを恐れて家族は女兒を学校に行かせない場合が多い。それゆえに彼らは往々にして、娘を守ることができると信じて若年齢で嫁がせる。総じて、教育への攻撃や学校及び大学の軍事使用は女兒及び女性に対して不均衡な又は差別的な影響をもたらす。

49. 女性と子供は自然災害時には最も脆弱な年齢層である。学校の崩壊又は被害を受けた家族のための地域シェルターとしての使用は教育へのアクセスに重大な影響を及ぼし、授業ができなくなり、中退率も高くなる。

50. 本委員会は、紛争状況及び自然災害時において、女兒及び女性の教育への影響を最小にし、彼女たちの教育を受ける権利と安全を保護するために締約国が以下の措置を実施することを勧告する。

- a) 国軍や武装集団が学校、校庭又はその他の教育施設及び機関を国際人道法に反して、及び／又は国際人権法に基づく教育を受ける権利を侵害する形で、使用又は占領することを禁じるために法律を制定し、軍事慣行及び政策を改定し、訓練を導入する。
- b) 教育機関を占領する国家及び非国家主体による身体的・性的虐待から女子生徒及び女性教員を保護するための措置を講じる。
- c) 女兒及び女性の教育に対する武力紛争の影響を評価し、これに対処する。
- d) 女性・平和・安全保障に関するSCR1325及び後続決議に基づく義務を想起して、教育機関を狙った攻撃を防止し、女性及び女兒を保護するために必要な措置を講じる積極的な取組を示す。
- e) 攻撃の監視並びに予防策、保護策及び平和構築策の策定への女性の意味のある参加を確保し、恵まれない立場にある集団の女性を含む、女性の開発への参加を確保する。
- f) 加害者に責任をとらせるための法的及び法的でないもの両方の説明責任に関する対策を始めとして、効果的で、調整のとれた、再建的で、迅速な対応策を設ける。
- g) 国際基準に従って、教育への攻撃となる、国際人権法、人道法及び刑法の様々な違反について命令の責任を負う、参加した、又は指揮官としての責任を負う個人を体系的に捜査し、起訴する。
- h) 自然災害時に学校が崩壊するかシェルターとして使用される場合、女兒／女性の学校教育へのアクセスが過度に抑制されないように確保する。
- i) 自然災害による影響を受けた学校、特に恵まれない立場にある女兒及び女性のための学校の復旧を優先する。
- j) 新しく建設される全ての学校が規定の建築基準に従い、災害からの回復力が備わっているように確保し、既存の学校の定期的監査を実施する。

### 文化的障壁

51. 十分に整備されており、アクセス可能性が制約要因でない場合であっても、根強い家父長制度や女兒及び女性に関連付けられる伝統的役割に基づく文化的な規範や慣行は、女兒及び女性の教育を受ける権利の享受の強大な障壁となる。

52. 女兒が学校に通っていない場合、彼女たちは強制的に結婚させられる可能性が高い。一部の社会では宗教ないし文化的慣行が関係する、この差別的で有害な児童婚及び／又は強制結婚の慣行は教育を受ける権利に悪影響を及ぼす。このほか児童婚及び／又は強制結婚や妊娠のために教育を終えられない場合にも、彼女たちは強制退学、女兒を家庭に閉じ込める社会的規範、あるいは社会的偏見を始めとする現実的な障壁に直面する。児童婚は家庭内暴力の危険性増加、生殖に関する健康のリスク及び移動の自由に対する権利の制限の一因にもなる。児童婚を抑制しないことで、政府は男児と平等な女兒の教育へのアクセスを確保する義務を果たしていない。

53. 世界の一部の地域では女性性器切除（FGM）という一般的な文化的慣行が女兒の教育を妨げ、及び／又は終わらせている。処置後の合併症が原因で女兒は学校での集中力が低下するか欠席するようになる結果、成績が落ちて最終的には早々と教育を終了してしまう。一部の国では処置に伴う費用の高さが親たちのその後の学校費用の負担能力にも影響を及ぼし、結果的に退学させることになる。さらにまた、大人になるための儀式である処置の後の強制結婚も、妊娠又は家庭内での責任が重視されることから退学につながる。

54. 貧困は文化的慣行と合わさって、子供たちを有給・無給労働へと追いやる。児童労働と教育に関する2015年のILO報告によると、1億6,800万人の5～17歳の子供が児童労働に就かされており、自分の家庭又は他人の家庭内での労働を伴う介護経済においては女兒が大きな比率を占め、彼女たちは家庭内外での労働という二重の負担も負っており、往々にして学校に通うための時間がほとんど、又は全くない。勉強と労働の両方をこなしていれば成績は下がる場合が多く、退学へと至る。多くの地域において、児童労働の慣行は文化的に決定づけられたものでもあり、子供たちは特定の季節又は週のうちの所定曜日に家族の仕事に組み入れられている。

55. 本委員会は、女兒及び女性の教育へのアクセスに対する文化的・宗教的慣行の影響を軽減するために、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 有害な慣行に関する共同CEDAW一般勧告第31号／CRC一般的見解第18号に従って、女兒及び女性が家父長的、宗教的又は文化的規範及び慣行に基づいて教育を受ける権利をはく奪されることのないように保護する。
- b) 女兒を教育することの価値、及びあらゆるレベルの教育への彼女たちの参加の障壁となる慣行や慣習に対処することの重要性について、宗教指導者や従来指導者との対話を促進する。
- c) 共同CEDAW一般勧告第31号／CRC一般的見解第18号に従って、親の承諾の有無を問わず、女兒の婚姻最低年齢が18歳とされるように確保する。
- d) FGMを正規及び非公式の教育に取り入れて、女性性器の切除に関する一般勧告第14号に従って女兒及び女性がこの慣行の有害な悪影響に関する正確な情報を得られるようにするために、このテーマについて偏見なくオープンに議論されるようにする。
- e) 教員、世話役及び若者を支援するユースワーカーを訓練して、FGMについて女兒に教育し、処置を受けさせられる危険のある女兒やすでに処置を受けた女兒を支援する能力を身に付けさせる。
- f) 宗教指導者や地域社会のリーダーたちがFGMの慣行に反対し、また

FGMの危険性について地域社会での普及啓発を行うことを奨励する。

- g) 妊娠している女兒、若い母親、及び結婚している18歳未満の女兒が学校に通い続けるか遅滞なく復学できるようにする再入学・包摂的教育方針を策定し、当該方針が全ての学校及び行政官、並びに親及び地域社会の間に行き渡るように確保する。
- h) 女兒を家庭内での無給労働に就かせることなど、教育へのアクセス可能性を妨げる慣行に対処する。
- i) 雇用最低年齢未満の全ての子供、特に女兒が正規の教育を受けられるように確保し、適切な場合には関係国際労働基準に沿って、職業又は技術教育を含む。

## VIII. 教育における権利

56. 女兒及び女性の教育における権利は受入可能性 (acceptability) のAに関係する<sup>12</sup>。受入可能性においては、学校環境並びに教育内容及び方法に適用される教育の形式 (待遇) と内容 (質) の問題を取り扱う。この権利を実現するには政府による学生と教員に対する資金、必要なインフラ、支援及び物資の提供が必要である。このほか教員の質、設備の質並びに自己決定と自己実現に向けて目標を追求する機会を有する女兒及び女性によって特徴付けられる環境という点において、男児と同じ質の高い教育に対する女兒の平等なアクセスも必要とする。したがって教育における権利には、教育サイクル全体を通じての女兒及び女性の人権の尊重と促進が含まれていなければならない。

57. 女兒及び女性が教育機関において経験する敬意と尊厳の欠如は、幅広い社会秩序を反映した学校のジェンダー体制に依存する。このような環境はしばしば、教員や学生の日々の経験を方向付ける固定化した家父長的イデオロギー、慣行及び構造によって特徴付けられる。そのため女兒たちは、10年にもわたって身体的、情緒的、性的虐待となり得るこの環境にさらされ、教育の分野における彼女たちの権利の否定という結果をもたらす。女性職員を含め、女兒及び女性が平等な待遇と機会を享受できるようにするために様々な問題に取り組む必要がある。

### 学校及び知識の階層化 (第10条 (a) 及び (b) )

58. 一般に教育システムは、特に初等または中等レベルからの移行時点で、職業訓練又は学術教育のいずれかを重視する学校及び/又は方向に生徒を分類する方法において高度に分化されており、一旦決まれば両者の間を移動するのは困難なシステムもある。社会経済的地位はこれら様々な種類の学校への生徒の配置に大きく影響する。経済的地位の高い生徒は、高等教育に直結する高位の知識を提供する学問志向の学校に通う傾向が強い。したがって高度に分化された教育システムは、生徒が教育を修了して仕事に就くよりもずっと以前に、人生のごく早い時期から社会経済的不平等を維持している。

59. この分化された教育システムにおいては、教育指導を支援するために学校に割り当てられる物的資源にも顕著な差がある。社会経済的に低位の地域にある学校は概して物的資源及び教員の質の両方に関して、社会経済的に高位の地域にある学校と比べて劣っており、後者は親からの寄付で公的資金の不足を補うことができるという有利な立場にある。

<sup>12</sup> 上記のパラグラフ14参照。

60. これら様々な種類の学校の間で、また学校内で、ジェンダーは男女に適切な科目選択という認識に基づいて生徒が分化される更なる基礎になっている。学問志向の学校では女兒は往々にして人文学系に集まり、科学・技術・工学・数学（STEM科目）を学ぶ割合は低く、一方、職業訓練学校では、女子は食品栄養、美容、事務などの分野に多い。生徒や知識の階層化は最終的に、女兒を社会的に低い地位のものとみなされる職業に就かせることになる。この階層化は男子校・女子校で更に強まる可能性があり、これらの学校では男子又は女子に適しているとみなされる科目のみ教えられる場合が多い。その結果、女子校では木工技術や建築・建設技術は教えないだろう。男児及び男性と同じように質の高い教育を受ける女兒及び女性の権利を促進するには、性別による教科課程の分離強化をすることなく、学校で学科科目と技能科目全てを提供する必要がある。

61. 女兒及び女性の比率が低い重要な技術・技能分野は情報通信技術（ICT）の利用分野である。世界の60パーセントの人たちがインターネットという改革を起こす力を利用する権利を否定されており、そのうちのほとんどが女兒と女性である。新たな技術の利用における男女のデジタル・ディバイドを克服し、女性が平等に情報にアクセスし、関係産業での雇用機会を得られるようにするために、学校は彼女たちの排除につながる障壁に取り組む必要がある。

62. 条約（第10条（g））では締約国に対し、女兒及び女性がスポーツや体育に積極的に参加する同一の機会を有するように確保することも呼び掛けている。しかしながら一般に広まっている固定観念によって、この領域での女性のエンパワーメントやジェンダー平等に関しては、あらゆる分野のスポーツや運動における差別のために前向きな成果が出せないでいる。男女差別が繰り返され、女性の意思決定への参加は国内レベルでも国際レベルでも制限されている。さらに、女性のスポーツの価値は低い場合が多く、結果的に女性の参加を支援するための資源が十分に割り当てられず、また報酬も低い。メディアで表現されるスポーツ界の女性もまた一般に広まっている固定観念に影響を及ぼす。スポーツ界での女性に対する暴力、搾取及び嫌がらせもスポーツの分野での伝統的な男性優位を反映している。

63. 本委員会は、教育システムが男女の平等な機会、及び自由な教科課程選択と職業選択を可能にするものとなるように確保するために、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 必要に応じて教育システムを改革し、標準化して、場所及び対象者に関係なく、全ての学校において全ての教育資源の平等な配分を確保する。
- b) 男女共学校、特に中等レベルでのイデオロギー的、構造的な障壁を撤廃する。例えば男女いずれか専門の科目とされている時間割や、科目選択や選択課程に関して女兒に自由に選択させない教師の考え方などである。
- c) 教育実習生及び教員に、生徒や親のために進路指導をして男女別で適した科目及び／又は職業についての固定化した認識に取り組み、修正できる能力を身に付けさせる。
- d) 奨学金などの特別な動機提供、並びに第4条及び一般勧告第25号に従った暫定的な特別措置の導入により、全ての教育レベルにおいてSTEMカリキュラムへの女性参加を増やすための措置を講じる。
- e) 男子校・女子校において、全範囲の科目、特に技術・技能分野の科目が教えられ、女兒が男性優位の分野に参入する機会を得て、またその逆も実現し、職業選択の幅が広がるように確保する。
- f) 学校及び高等教育機関におけるICTアクセスのジェンダー平等実現のための具体的目標を掲げた国家ICT計画又は戦略を策定し、十分な予算が割り当てられた所定のプログラムと目標達成状況を監視するための性

別によって分けられたデータを適時に収集する計画を設ける。

- g) 女兒／女性が教育機関において男性優位の分野や活動に参加するときには性的嫌がらせや暴力から保護されるように確保するための、明確な法的措置及び政策手段を講じる。
- h) 教育機関において、女兒／女性が参加したい運動及びスポーツ分野を自由に選択し、参加することによって生まれる健康効果及び心理的利益の恩恵を受けるための平等な機会を提供する。
- i) 伝統的な固定観念に対処し、共学校及び女子校ともに女兒／女性が男性優位の運動やスポーツに参加できる施設を整備する。
- j) 暫定的な特別措置に関する一般勧告第25号に従って、スポーツ、文化及びレクリエーションの分野において積極的措置、優遇措置又は割当制度を設け、必要な場合には、当該措置を一般勧告第34号に従った農村女性を含む、様々な差別を受けている女兒及び女性に対して向ける。

#### 学校でのジェンダー不平等、虐待及び性的暴力

64. 教育におけるジェンダー不平等には、配慮、評点、機会、称賛及び非行に対する甘い処罰のように、学校制度により一方の性が優遇されるか優先的に恩恵を受けるといった待遇の差異が含まれる。ジェンダー不平等は教員と生徒の相互関係における非物質的な地位や権力への不平等なアクセスにも表れる。教育環境において女兒たちがどのようにこれを経験するかは、その性別、社会経済的地位、人種／民族又はその他の少数派に属すること、容姿及び言語様式を始めとする複数の属性に左右される。

65. 女兒及び女性が悪影響を受けるもう1つの分野に、教育への参加に関係する性的政治がある。学校での性的政治とは不当な性的含意によって特徴付けられるジェンダー関係のことをいう。一般的な例として学校内及び／又は通学途上での女兒への性的嫌がらせがある。彼女たちは男子生徒、男性教員及び地域社会の男性による性的嫌がらせや虐待、並びに学校での偏向的待遇に直面することもある。学校での性的暴行及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力は、低い自己評価、学業不振、及び健康や幸福状態の長期的な悪化に深く関与する。暴力を受けた結果、女兒たちは学校に通えない、中退する、あるいは完全には学校に参加しないようになる。暴力は往々にして侮辱的な言葉や威嚇的なしぐさから始まり、権威のある者がたしなめなかった場合、暴力行為がその後続く。

66. 恵まれない立場にある集団の女兒は様々な形態の差別に直面しているために学校で暴力を受ける危険性が高まる。特にHIV状態、カースト、民族、人種、及び宗教は虐待の危険性を高め、受ける暴力の性質に影響を及ぼす。障害をもつ女兒はジェンダー差別と障害差別の両方に直面し、LBTIの女兒は性差別と同性愛嫌悪の両方にさらされる。

67. 女兒への性的嫌がらせ及び虐待は教育機関において非常に広まっており、彼女たちの教育を受ける権利及び教育における権利の主な障壁となっているという事実にもかかわらず、このことは教育政策及びプログラムにおいて体系的に組み入れられていなかった。多くの場合、厳格な説明責任のための仕組みはなく、学校では無視され、被害者にも過失があるように扱われ、処罰が行われない。

68. 女兒への性的虐待は、特に思春期には望まない妊娠につながる可能性があり、それゆえに問題とその結果について警告する必要がある。したがって、家庭、学校及び地域社会でのこの問題の深刻さに対する重要な対策として、**条約第10条 (h) 及び第12条、女性と保健に関する一般勧告第24号、及び女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号**に従った、性と生殖に関する健康及び権利、責任ある性行為、早すぎる妊娠の防止、性感染症予防を始めとする包括的な性教育に関しての、年齢に応じた必須教科課程をあらゆるレベルの教育において設けることが必要になる。教員は様々なレベルでの年齢に応じた教育のための訓練を特に受

けるべきである。中等レベルのように男性の教職員が圧倒的に多い状況では、生徒の手本となり、教室を女兒や若い女性にとって安全で、様々なことを可能にしてくれる場所にするができる女性教員を募集し、訓練し、採用するための取組を行うべきである。

69. 本委員会は、教育機関や学校教育に関係する女兒及び女性に対する暴力を減らすことにより彼女たちが敬意と威厳をもって扱われる権利を保護するために、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 教育機関内外での、言葉による虐待や情緒的虐待、ストーカー行為、性的嫌がらせ及び性的暴力、身体的暴力、搾取を始めとする、女兒及び女性に対する暴力を禁止し、これらに取り組むための適切な法律、政策及び手続を制定し、実施する。
- b) 男性の教職員が圧倒的に多い教育機関ではより多くの女性教員を募集し、訓練し、採用する。
- c) 学校での暴力の被害に遭った女兒及び女性が司法制度や救済を実効的に利用できるように確保する。
- d) 教育機関での女兒及び女性に対する暴力事件については、秘密が守られる独立した通報制度、実効的な調査、適切な場合には刑事訴追、加害者の適正な処罰によって対応し、被害者のためのサービスを提供する。
- e) 教育機関での女兒及び女性に対する暴力事件は全て報告されて記録されるように確保し、教職員を雇用する前に犯罪歴を調べ、全ての教職員及び生徒の行動規範を策定して実施する。
- f) 女兒に対する学校関連の暴力に対処するために、学校向けのガイドライン、彼女たちに対する性的嫌がらせや暴力に取り組むための早期介入戦略についての教員及び生徒向けの必須研修を含む、国家的な行動計画を導入する。
- g) 教育機関における暴力事件を防止し調査するための統治機構を指定し、問題に対処するための十分な公的資金を調達する。
- h) 暴力を受けた女兒のために、カウンセリング、医療手当、HIV/AIDSに関する情報提供及び投薬を含む、支援サービスを提供する。
- i) 性と生殖に関する健康及び権利、責任ある性行為、早すぎる妊娠の防止並びに性感染症予防に関する包括的な情報を網羅した、年齢に応じた、根拠に基づく、科学的に正確な、あらゆるレベルの教育における必須教科科目を開発して導入する。

#### ネットいじめ

70. 女兒が経験するもう1つの形態の虐待として、威嚇、脅迫又は嫌がらせのためにテクノロジーや様々なソーシャルメディアを利用して行われるネットいじめがある。男児・女兒ともにネットいじめに関与しているのであるが、調査によると女兒は男児の2倍近く、被害者にも加害者にもなる可能性が高い。思春期の女兒はオンライン被害にさらされることが多く、様々な形態をとる。中傷、噂の広がり、脅迫、秘密情報の暴露、イメージ/映像、リベンジポルノ、性的嫌がらせ、赤の他人からの場合が多い性的誘惑などである。

71. ネットいじめは思春期の女兒に多岐にわたる影響を及ぼす。穏やかな場合もあれば極端な場合もある感情的影響、不安や恐れ、そして自殺願望ばかりでなく実際に自殺が誘導される場合もある。

72. ネットいじめは必ずしも学校に根差しているものではないが、本委員会は、学校において女兒を守るために締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 親たちにこの現象の広まりと女兒に及ぼし得る影響について警告する。
- b) ネットいじめの形態とその潜在的影響について教員、生徒及び親に知らせると同時に、ネットいじめの被害者となった生徒にカウンセリングを行い支援する、包括的なプログラムを策定する。
- c) 学校で利用できるテクノロジーがネットいじめのために使用されないように確保する方針を整備し、その実施状況を監視する。
- d) 仲間同士及び教員によるカウンセリングサービス、学校内の相談所、及び匿名通報のためのホットラインを設けることにより、生徒が当該事件を通報するために使用できる複数の、アクセスしやすい手段を確立する。
- e) 当該行為に加わることが健康や幸福にもたらす影響、並びに受けるかもしれない制裁について女兒たちに教える。
- f) 女性や女兒に対するICTに基づくあらゆる形態のネット上での嫌がらせについて定義し、処罰する法律を制定する。

#### 経営体制への女性の平等参加

73. 教育機関で顕著なジェンダー体制は、特に中等及び高等レベルの教育システムにおいて女性職員に悪影響を及ぼしている。これは、昇進や決定権をもつ地位への移行が制限されているという点で最も顕著に表れている。教職は女性らしい職業とされているにもかかわらず、あらゆるレベルの教育において上級及び最高管理職の女性比率は不相応に低いのが一般的である。

74. あらゆるレベルの教育において女性指導者や決定権をもつ女性が少ない要因は幾つかある。次のようなものである：教育を受ける機会、特に低いレベルで教えている女性にとっては高等教育を受ける機会が限られていること；差別的な任命及び昇進慣行；家族の考え方；キャリアの中断；文化的固定観念；人脈作りや引き立てという男性文化からの疎外、そして女性を管理職に就かせることに対する持続的な抵抗などである<sup>13</sup>。

75. 本委員会は、あらゆるレベルの教育における指導的地位のジェンダー格差を解消して、この点に関して女性の直面する差別が撤廃されるように確保するために、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 女性が大学院で上級学位を取得できるようにするための助成金及び／又は奨学金を提供することにより、高等教育機関での女性の職業上の流動性を高め、彼女たちをとどめておくためのインセンティブ／制度を導入する。
- b) CEDAW第4条1項及び一般勧告第25号に従った暫定的な特別措置を始めとする措置により、あらゆるレベルの教育における指導的地位の女性の数、特にあらゆる分野の大学教授を増やすための取組を強化する。
- c) 任命及び昇進手続を見直して教育機関での指導的地位に女性が平等に加わることの障壁となる差別的規定を取り除き、任命・昇進における差別的な慣行に対処する。
- d) 教職に就く女性の昇進にとって不利な一般の組織文化に対処する。
- e) 高等教育での上級職、教授職、並びに大学の総長及び副総長職の男女均等を確保するために、所定のスケジュール内での目標を設定する。
- f) 評議員会、協議会などの高等教育の運営組織及び研究機関における女性の平等参画のための方針を定め、割当制度を設ける。

<sup>13</sup> ユネスコ <http://www.unesco.org/education/educprog/wche/principal/women.html>

## IX. 教育を通じての権利

76. 1985年以来、国連の複数の国際会議において人権、女性、社会問題及び持続可能な開発に焦点が絞られ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための数々の行動が確認された。これらの会議の多くで、こうした目標を達成し、社会での女性の地位を改善するための手段として教育が強調された。教育へのアクセスは変化する社会のニーズに適応できる能力を個人に身に付けさせることが期待され、それゆえに女性が学校だけにとどまらず、あらゆる領域において権利を主張できるようにする乗数効果をもたずである。しかしながら女性の教育を通じての権利は実現とは程遠い状態である。

77. 地域格差があるにもかかわらず、世界的なデータでは女性のほうが高い修了レベルであることが示されており、それゆえに人的資本のより良い資源となっていることが示されている。しかしながら所定の仕事や地位に関しては修了レベルの低い男性が修了レベルの高い女性よりも優遇され、男女による労働市場の水平及び垂直分離という普遍的な現象の一因となっている。したがって修了証明書は男女で同じ社会的意義をもつわけではない。さらに、男女が同等の教育レベルであった場合でも男性は往々にして優遇されている<sup>14</sup>。

78. こうした系統的パターンは特に労働市場では定着し、男性は稼ぎ手であるというイデオロギーに基づいている結果、男性は賃金労働において支配的地位を占める。それゆえに、ほとんどの社会において女性は：雇用水準が低く、失業率が高く、貧困レベルが高く；パートタイム労働者としての比率が高く；平均収入は男性よりも低く；不安定な労働分野で不釣り合いな割合を占めており、したがって適正な労働環境で働く機会にあまり恵まれない。さらにまた、社会的機関及び政治機関のマイクロ/マクロのレベルで決定権をもつ地位において占める比率は低く、真の自律性がない。教育を受ける機会が増えたことにより女性とその子供の生活状態は改善したのであるが、経済、政治及び社会分野における全体的な力の均衡を変化させ、女性のエンパワーメントという観点から戦略的变化をもたらす教育の可能性は現在のところ、固定化した性差に基づくイデオロギー、構造及びシステムを再生する文化的信念や慣行のために実現されていない。

79. この一貫したパターンについては、性別分業を再生・維持しているジェンダーの社会化プロセスと関連付けて主に説明することができる。女性らしいものと男性らしいものを定義し、そして公/私の二分法につながるものである。このシステムにおいては、男性は公的領域を、女性は私的領域を支配する。その結果、変革的になるよりもむしろ、制度化された学校教育はジェンダー秩序を再生し、男性/女性、支配/従属、及び公/私という階層構造を維持するための国家の手段となる<sup>15</sup>。

80. この傾向は女性の政治過程及び意思決定への参加に至っても続いており、女性の占める比率は低いままであるために自分たちに影響する政策に対して影響力を効果的に行使することができない。2017年には、選挙で選ばれるか指名される政府役職で女性の占める割合は、世界的な平均で約1（女性）：4（男性）であった。下院での女性の比率は23.4%で、上院では22.9%である。同じような傾向が、官民の委員会の委員又は委員長としての女性参加においても顕著に見られる。したがって女性は、差別的な法律、慣行、考え方及びジェンダー固定観念の結果として、政治の世界や役員会からほとんど疎外され続ける。

<sup>14</sup> UNCSW 2011年。同書。

<sup>15</sup> UNCSW 2011年。同書。

81. 本委員会は、社会、経済及び政治過程並びに全ての分野での決定権をもつ地位への女性の平等参加を増やすために、締約国が以下の措置を講じることを勧告する。

- a) 社会、経済及び政治分野において高度の決定権をもつ地位に男性と平等に加わるために、批判的に考える能力や自尊心・自信を女兒／女性に身に付けさせる、建設的な教育戦略を採用するように教員を訓練する。
- b) 女兒／女性の教育、特に高等レベルでの教育の選択肢や内容を適応させて、特に男性が支配する専門職や仕事において、レベルの高い仕事や決定権をもつ地位に就けるようにするために科学、技術及び経営分野での資格取得を増やす。
- c) 家族及び社会一般における女性の役割を強化し、参加を促進することを目的とした、学校での市民及び公民教育並びにジェンダーに対応した継続的な成人向けの識字プログラムを強化する。
- d) 政治体制、公共政策、経済、情報技術及び科学に関する教育や訓練を通じて全ての女性に力を与えることの重要性を認識して、彼女たちが公共生活の全ての領域において十分に貢献するために必要な知識や能力を身に付けるように確保する。
- e) 男性に特権が与えられ、実績よりもむしろ引き立てによって多くが職場で高い地位に就いている、労働市場の水平分離の定着に挑むことにより、女性の適正な労働に対する権利を保護する。
- f) 政治参加を可能にし、広範な民主的プロセスへの参加を促進するために、電子政府用ツールを含む情報通信技術への女性のアクセスを改善し、拡大すると同時に、こうした技術が社会から取り残された女性を含む女性のニーズに対応するように改善する。
- g) 指導的地位に就き、公共生活において責任を引き受ける能力を女性に身に付けさせ、力を与えるために、女性と協議した上で、適切な手段、技能及び訓練プログラムを開発する。
- h) 社会、経済及び政治分野への女性のアクセスと完全な参加の障壁となる、偏見やジェンダー固定観念を撤廃するためのあらゆる適切な措置を講じる。

## X. 国家の責任：実施及び監視

82. 本一般勧告に挙げた上記の情報は、女兒及び女性の教育を受ける権利に関しては一定の進展はあったものの、3つの分野全てにおける権利 - *教育を受ける権利*、*教育における権利*、*教育を通じての権利* - というのは依然として未完了のアジェンダであることを示している。本書に記載されている諸勧告は、政策及び法的枠組みの導入及び／又は改革のための基準、並びにこれら3つの権利領域における女兒及び女性の権利を確立し、保護するために必要な財源及び人的資源の指標を挙げている。最終的に教育が、女性の個人的、社会的、経済的及び政治的エンパワーメントのための手段となり、彼女たちに国家及び地域の開発過程に直接貢献する機会を捉える能力を身に付けさせるための道具になるのであれば、こうした行動に留意することは任意的なものではなく義務となる。しかしながらシステムや構造の変革は政治的意志があって初めて実現できる。締約国は一般勧告、特に締約国の主要義務に関する一般勧告第28号によって支えられるCEDAWなどの条約に基づく、国際的に拘束力のある義務を果たすことを約束する必要がある。

83. したがって本委員会は締約国に対し、第10条を詳しく説明し、条約の他の条項及び本委員会の他の一般勧告と関連付けている、女兒及び女性の教育を受ける権利、教育における権利、及び教育を通じての権利を保護するための、本一般

勧告の勧告内容の適時の実施及び監視を確保するために以下の措置を講じることを強く要請する。

- a) 教育部門とその関係部門に属する全ての政府関係者、教育システムのあらゆるレベルにおける教育者、生徒、親、メディア並びに関係する国内組織及びコミュニティ組織を含む、全ての関係者への本一般勧告の広範な普及を確保する。
- b) 必要に応じて、本書を国語、及び国内の様々な少数民族グループが使用する言語に翻訳する。
- c) 教育及び教育サービスの提供に関与する主要政府部門の代表者、並びに教育に携わる主要な非政府関係者とともに国家的な多部門対策委員会を立ち上げて、包括的な実施及び監視戦略を策定する。この戦略においてはスケジュールと成果測定指標を明確に定め、各人が計画の特定の側面に関する監視を担当する。
- d) 監視結果について情報を提供するために、十分な定量的・定性的データセットが入手でき、これにアクセスできるように確保し、女兒及び女性の教育を受ける権利、教育における権利、及び教育を通じての権利に取り組む、本書と整合している他の国際・地域・国家文書の要件と本一般勧告の実施の調和を図ることにより最大限の成果を引き出す。